

令和2年度事業計画書

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

1. 概 況

- (1) 景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされて厳しい状況にある中で、今後の内外経済のさらなる下振れリスクに留意する必要がある、とりわけ地域の経済や中小企業を取り巻く環境は、厳しさが見られるところである。

雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率が1.60倍と10年ぶりに低下しており、新型コロナウイルスの感染拡大による影響等に留意する必要がある。

また、少子高齢化による生産年齢人口の減少、IT化、経済のグローバル化等が進展する中で、労働生産性の向上や働き方改革、柔軟な労働市場の整備などが求められており、働き方改革関連法が順次施行され、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置が講じられてきている。

- (2) このような状況下にあつて、労働者の福祉を支える労働保険制度が十分にそのセーフティネット機能を発揮することが必要であり、中小規模事業者に対し、労働保険制度の適正な運営を図る上で労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)の果たす役割は、一層重要なものとなっている。

これまで、事務組合は、平成30年度末における適用事業約328万9千のうち、約139万3千(42.4%)の事業主から事務委託を受け、また、平成30年度の労働保険料の収納率は99.3%に達し、引き続き高い収納率を維持するなど、労働保険事業の運営に欠くことのできない存在として大きく貢献をしてきている。

- (3) 一般社団法人全国労働保険事務組合連合会(以下「全国労保連」という。)においては、厳しい財政状況での法人運営が求められる中、会員事務組合の理解を得て、引き続き質の高い会員サービスの提供に向け、労働保険加入促進業務の推進や労保連労働災害保険事業の普及拡大などについて、限られた人的、経済的資源を効果的かつ効率的に活用しつつ、事業運営を行うものとする。

- (4) その際、全国労保連組織を支える一丁目一番地の重要な事業であり、平成30年度からの3年契約で受託した労働保険加入促進業務については、なかなか実績が振るわない中で最終年度を迎え、いよいよ次なる市場化テストに臨むことになることも十分念頭におきつつ、これまで以上に、目標必達に向けた強い覚悟をもって臨むことが求められる。

- (5) なお、事業の実施に当たっては、会員事務組合、委託事業場とそこで働く労働者のため、本部・支部、会員事務組合の全国を網羅するネットワークとスケールメリットを最大

限活用し、支部及び会員事務組合の知恵と工夫が共有され組織全体に活かされる環境づくりに努め、全国労保連の事業の計画的かつ持続的な発展に努めるものとする。

- (6) また、厚生労働省からの委託業務実施者及び認可特定保険業者として、区分経理の徹底を含む適切な経理処理や、コンプライアンス意識の徹底など、引き続き適正な事業運営に努めるものとする。
- (7) さらに、全国労保連が事業を推進するに当たっては、情報化の進展等社会経済情勢の変化に対応しつつ、会員事務組合のニーズを汲み取り、関係委員会等に意見を反映させることにより、効果的な運営に努めるものとする。
- (8) 以上の方針を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大が業務運営に及ぼす影響等にも十分留意しつつ、本部・支部、会員事務組合が一体となり、令和2年度の組織運営及び業務運営を以下のとおり行うものとする。

2. 組織運営の充実強化

- (1) 労働保険加入促進業務が引き続き市場化テストの対象となるなど厳しい状況の下で、全国労保連の持続的な事業運営ができるよう、本部・支部の組織体制と事業の検証、今後の対応などについて引き続き検討するものとする。
また、新たな事務組合の開設又は後継者不在等の理由による事務組合の廃止を検討している者に対する相談窓口については、各支部において一層の周知・広報に努めるとともに、新設・廃止事務組合等に係る情報の的確な把握、必要な支援等に努めるものとする。
なお、全国労保連の組織率は83.2%(平成30年度末)となっているが、なお1割を超える事務組合が未加入の状況にあることから、本部のホームページの活用等により、全国労保連組織への加入メリットの周知に努めるとともに、問題点や課題の把握、検討等を進め、厚生労働省と連携を図りつつ、本部・支部が一体となって組織率の向上に努めるものとする。
- (2) また、全国労保連の業務が円滑かつ効果的に推進されるよう、全国労保連の財政基盤の強化に努めるものとする。このため、引き続き未加入事務組合の会員化による会費収入の確保、財政基盤に資する労保連労働災害保険事業の普及等を積極的かつ機動的に進めるものとする。
- (3) 一方、会員事務組合においては、委託事業主の信頼を得て適正な業務を執行することにより、事務組合の役割を十分果たすとともに、労働保険加入促進業務などを通じた加入勧奨を積極的に行い、事務組合への委託が拡大されるよう努めるものとする。
- (4) また、関連する諸課題については、関係委員会において適宜検討することとし、検討結果については、広く会員事務組合に周知するとともに、行政の施策に反映すべき

ものは、厚生労働省に対して要請を行い、必要な措置が講じられるよう努めるものとする。

- (5) ブロック会議(地域協議会)については、その協議結果を全国労保連の事業運営に的確に反映させる必要がある。このため、労働保険加入促進業務及び労保連労働災害保険事業の推進を始めとする議題を設定し、幅広く各支部の意見の集約及び情報の交換を行うとともに、その結果については、組織全体に周知を図り、事業運営に反映させるよう努めるものとする。また、要望については、関係委員会での検討結果等も踏まえ、厚生労働省に必要な働きかけを行うものとする。

3. 労働保険事務組合業務の改善等

- (1) 労働保険加入促進業務、労働保険の未手続事業発生防止のための周知・啓発事業、労保連労働災害保険事業、中小企業退職金共済受託事業等、会員事務組合が行う業務は多岐にわたっており、これらの業務を的確かつ迅速に処理するため、引き続き業務の改善に努めることとし、具体的事項については、必要に応じて関係委員会を開催することなどにより検討を進めるものとする。
- (2) 厚生労働省が開発を進め、令和元年9月にリリースされた労働保険事務組合業務支援ソフトウェア(以下「業務支援ソフト」という。)が、年度更新業務等において、円滑かつ有効に稼働できるように、厚生労働省等と密接な連携を図ることなどにより、事務組合におけるより一層の効率的な業務運営に資するものとする。
また、電子申請については、利用し易い環境の整備を図るよう、引き続き厚生労働省に要望するとともに、関連情報の収集及び情報提供等に努めるものとする。
- (3) 特別加入制度については、中小事業主の二重加入の解消、一人親方等の拡大、給付面での課題等について問題点の把握等に努め、関係委員会において検討を進めるとともに、厚生労働省における特別加入制度の見直しの動向等を注視しつつ、必要な要望等を行うものとする。

4. 労働保険加入促進業務

労働保険加入促進業務は、3年契約の最終年度となることから、これまでの実績及びその要因等についても十分勘案しながら、本部・支部に設置した労働保険加入推進委員会(以下「推進委員会」という。)などで目標管理のより一層の徹底を図り、ブロック会議などを通じて課題の抽出と情報の共有化を図るなど、本部・支部、会員事務組合の密接な連携の下、設定した目標を確実に達成するものとする。

(1) 労働局との協議会

労働保険の未手続事業に対する加入促進を効果的に実施するため、都道府県労働局との「労働保険の未手続事業一掃対策」に係る協議会(以下「協議会」という。)は年3回を目途に開催し、加入促進計画の策定、未手続事業名簿の取扱と役割分担、業務の進捗状況、推進員研修、困難事案の移管等について意見交換・情報共有を行うとともに、

必要に応じて実務者レベルの協議を行い、業務の円滑な推進を図るものとする。

(2) 加入促進計画の策定と目標管理

労働保険加入促進業務の実施に当たり、支部毎の加入促進計画を策定し、業務目標の達成に向けて、これまでの実績等を十分省みつつ鋭意取り組むとともに、本部及び支部で開催する推進委員会において、目標管理を徹底し、業務の着実かつ効果的な推進を図るものとする。

(3) 加入勧奨活動

労働保険加入促進業務取扱手引、労働保険加入促進業務指導員マニュアル、労働保険加入勧奨実施マニュアル等を積極的に活用することにより、未手続事業の加入促進活動に取り組むものとする。

また、支部は、労働保険適正加入推進員(以下「推進員」という。)の活動環境等を把握するとともに、推進員の母体団体における理解と協力を促すなど推進員の活動の支援に努めるものとする。

- ① 加入促進活動が円滑に実施できるようにするため、推進員を全国で7,700名程度委任するものとする。
- ② 本業務の効果的な推進を図るため、労働局との協議会を積極的に活用するとともに、未手続事業の一層の把握に努め、未手続事業収集件数73,000件、加入勧奨件数84,000件、保険関係成立件数34,000件(雇用保険のみを除く)、雇用保険手続件数20,000件を目標に、業務を進めるものとする。

(4) 推進員に対する研修

推進員に対する研修については、地域の実情を勘案し、加入勧奨活動の質的向上が図られるよう、労働局と連携し、その効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、研修を実施するに当たっては、グループ討議、ロールプレイ等参加型の研修及び推進員の習熟度に応じた階層別研修など工夫して行うものとする。

(5) 全国労働保険適正加入促進会議等

① ブロック会議

全国を6つに分けたブロック会議を厚生労働省及び各都道府県労働局の参加のもと9月・10月に開催し、本部と支部が、未手続事業一掃に向けてブロック固有の課題整理を行い、事業の推進を図るとともに、全国労働保険適正加入促進会議をより効果的なものにする。

② 全国労働保険適正加入促進会議

厚生労働省が実施する労働保険適用促進強化期間に合わせて、ブロック会議の成果を踏まえ、11月11日(水)に全国労働保険適正加入促進会議を開催し、労働保険加入促進業務への取組の促進、労働保険制度の普及・啓発及び事務組合制度の周知を図るものとする。

5. 労働保険の未手続事業発生防止のための周知・啓発事業

労働保険の未手続事業発生防止のための周知・啓発事業については、全国労保連の組織特性を活かせる事業として、本部・支部に設置した推進委員会で目標管理を行い、事業推進の施策を講じるなど、目標達成に向けて取り組むものとする。

(1) 起業者セミナーへの講師の派遣

各地商工会議所、商工会、地方公共団体等と連携し、新たに起業を考える者に対する起業者セミナーへ、専門的知識を有する講師を280回以上派遣し、セミナー参加者は5,800名を目途とする。

なお、効果測定としてセミナー受講者からアンケートを徴する。

(2) 起業者に対する相談窓口への相談員の派遣

各地商工会議所、商工会、地方公共団体等の起業者に対する79以上の相談窓口に、労働保険に精通した相談員を474回以上派遣する。

なお、相談員は、相談者の相談概要書を作成する。

6. 指導・育成事業

事務組合の運営に係る指導・育成、労働保険事務に係る資質の向上、改善等に関する次の事業を行うものとする。

(1) 情報誌の発行等の事業

情報誌である「全国労保連」については、事務組合がその業務を実施するために役立つ内容とするなど、引き続きその充実に努めるものとする。

(2) 出版事業

事務組合職員の労働保険制度及び事務組合制度の理解や業務推進のための参考資料として、「事務担当者必携」と「やさしい年度更新」の図書について、法改正に伴う改定など内容の充実に図り、一層の普及に努めるものとする。

(3) 事務組合業務の支援

事務組合職員の研修及び事務組合による年度更新業務等に係る支援については、労働局の労働保険徴収主務課室等の協力を得て、支部が主体となって行う。

また、本部・支部は、優良事務組合等の表彰なども併せて行うものとする。

7. 労働福祉事業

委託事業場に対する労働災害補償に関する保険制度の運営、普及その他労働福祉の増進に資する次の事業を行うものとする。

(1) 労保連労働災害保険事業

労保連労働災害保険事業は、全国労保連の設立目的である労働福祉の向上に大きく寄与するとともに、自主財源を基盤とする法人として活動を続けるための基幹事業である。このため、30保険年度からの3年間にわたる「労働災害保険事業推進計画」

を踏まえ、計画期間の最終年度としてさらなる飛躍を図るべく、PDCAサイクルの展開の徹底、効果的な研修の実施、さらなる周知活動の徹底などにより、本部・支部、会員事務組合が一体となって、保険料収入9億円を目標として、一層の普及拡大に努めるものとする。

なお、引き続き理事会において、事業運営の状況、計画等を確認するとともに、労働災害保険事業運営委員会、制度等検討委員会及び労働福祉事業検討委員会において、当該事業の運営状況等を審議し、事業のさらなる推進と健全な発展に努めるものとする。

また、3年間にわたる「労働災害保険事業推進計画」が本年度で終了することを踏まえ、第2次の「労働災害保険事業推進計画」を策定するものとする。

(2) 中小企業退職金共済受託事業

独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と緊密に連携しつつ、中小企業退職金共済制度の広報等に努め、実施事務組合及び加入者の拡大を図るものとする。

(3) 労保連年金共済事業

労保連年金共済事業の受託者であるジブラルタ生命保険株式会社から財務内容、年金共済事業の積立者数の減少及び関連する収益、事務費等の状況を随時収集し、必要に応じ、労働福祉事業検討委員会等において対応策を検討することにより、事業の的確な運用に努めるものとする。

8. 普及・広報事業

労働保険制度の普及及び広報に関する次の事業を行うものとする。

(1) 労働保険・保険関係成立之証

事業主には、法令により労働保険番号等を事業場の見やすい場所に常時掲示し、労働者に周知することが義務づけられていることを踏まえ、引き続き本部・支部において、労働保険・保険関係成立之証について、情報誌やホームページ等により広報・普及を図るものとする。

(2) 普及広報事業

広く関係者に労働保険制度や事務組合制度の理解が得られるようにするため、本部・支部において、情報の更新等を必要に応じて行うなど、ホームページのさらなる利便性の向上と内容の充実を図るとともに、広報資料について内容の充実に努めるものとする。